

# 業務指示書

## トルコ国病院PPP事業における本邦技術・ノウハウ導入・活用に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年11月5日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年11月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：病院運営に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／病院運営）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：病院運営に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：トルコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験：PPP/PFI の病院運営に係る調査経験があることが望ましい。

【業務従事者：担当分野 医療機材】

- 1) 類似業務の経験：医療機材調達・導入に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：トルコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年11月14日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TRY1 = 48.157 円 , US\$1 = 109.45 円 , EUR1 = 138.85 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期：11月20日(木) 午後  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 **本部** 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、  
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との  
が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/病院運営  
医療機材

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.42 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年12月5日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

トルコ国病院PPP事業における本邦技術・ノウハウ導入・活用に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／病院運営	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 医療機材	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

トルコの人口は7,600万人(2013年)を超え、現在も毎年100万人前後の人口増加が続く中で、十分な質と量の保健医療サービスの提供が求められている。2008年に設立された社会保障機関(SGK:SOSYAL GUVENLIK KURUMU)により皆保険制度が導入され、人口増加と保険制度の拡充に伴い、医療需要が急増し、2005年から2012年の間で、患者数は外来1.9倍、入院1.7倍となっている。一方、医療資源としての病院・病床数や医療従事者数は伸びておらず、人口1万人当たりの病床数は26.5床(日本では137床(2005-2012年平均))と少なく、医療提供体制の整備が急務となっている。かかる状況において、同国保健省が2012年12月に発行した「Strategic Plan 2013-2017」では、医療施設の収容力や質、配置の改善が目標の一つに挙げられ、そのためにPPP方式を採用した医療施設の建設が必要であるとしている。その実現に向けて、同省では2008年からの取り組みにより、2014年6月末現在で1,000床を超える大型病院を多数含む60病院(計52,562床)の整備・運営事業が計画されている。

トルコにおけるPPP方式による病院事業(以下、「病院PPP事業」)は、BOT方式により、病院施設の設計、建設、完工後の運営・維持管理を民間による特別目的会社(Special Purpose Vehicle (SPV))が行い、医療行為はトルコ側(保健省)が行うものとなっている。トルコでは病院PPP事業の実施経験・実績がないため、我が国病院のPPP/PFIの経験や本邦企業の医療機器等の優位性を踏まえ、その導入・活用を図り、同国病院PPP事業の形成・実施・運営を円滑に推進することは、両国双方にメリットがある。

しかし、上記の通り、候補案件が多数あるため、我が国病院PPP/PFIの経験や医療機器、情報システム、運営ノウハウ等の導入・活用の可能性や本邦企業の関心を踏まえつつ、海外投融資等を活用した病院PPP事業推進の一助とするため、優先案件を洗い出すこととする。

本調査は、同国の持続的経済発展に貢献する事業として位置づけられており、我が国の対トルコ国別援助方針(2012年12月)にも一致している。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務の目的

本業務はトルコにおける病院PPP事業を円滑に推進することを目的に、係る情報収集・確認調査を行うものである。調査では、本邦技術・ノウハウ活用が見込まれ、今後の日本・トルコの病院協力事業のモデル案件となることが期待される病院PPP

事業のターゲット案件の選定、および我が国病院 PPP/PFI の経験や我が国医療機器・IT(情報システム)の活用・導入がなされた JICA 案件形成を検討するために必要な情報収集・確認を行う。

(2)対象地域 トルコ共和国全土

(3)相手国関連機関 保健省

### 3. 業務の範囲

本業務は、「2.(1)業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を実施し、「6. 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

### 4. 実施方針及び留意事項

#### (1) 関連政策との整合

2014 年1月に厚生労働省と同国保健省の間で医療・保健分野に関する協力覚書が締結されている。

我が国政府は、「日本再興戦略」において、2020 年までに新興国を中心に日本医療拠点の 10 か所程度の創設及び 2030 年までに 5 兆円の市場獲得を目標としている。本業務は、政府のかかる政策に沿ったものである。

#### (2) 先方政府との意思疎通

本業務では多数ある病院 PPP 事業の候補案件の中から、本邦技術・ノウハウ活用が見込まれ、今後の日本・トルコの病院協力事業のモデル案件となることが期待される病院 PPP 事業のターゲット案件を選定するが、選定にあたっては、今後の他事業への展開の可能性も見据え、また、トルコ関係機関と十分協議の上決定するものとする。なお、先方との調整等において課題が発生した場合は、JICA が調整にあたる。

#### (3) 両国への裨益効果への配慮

本業務はインフラ海外展開等の観点で日本側だけに裨益が生じるような案件にならないよう、また相手国の医療環境改善効果がある案件の選定となるよう留意すること。日本・トルコ両国にとってのメリットや本邦技術・ノウハウの活用可能性に係る分析に作業重点を置くものとする。

#### (4) 国内情報の収集の徹底

本邦技術・ノウハウの活用に向けて、本邦企業や関連団体から十分ヒアリングを行い、日本・トルコ双方にメリットのある提案を行うよう留意する。

#### (5) 関連情報の活用

本業務は、以下を含め、既往の調査結果を活用したうえで効率的に実施するよう留意すること。

- ・「トルコ共和国における病院整備運営環境調査」（経済産業省、平成 24 年 2 月）
- ・「トルコ共和国病院 PPP 整備運営事業の現地実証調査」（経済産業省、平成 25 年 2 月）
- ・「トルコ共和国病院 PPP 整備運営事業参画に向けた現地実証調査」（経済産業省、平成 26 年 2 月）

- (6) 本業務の成果品は、協力準備調査（PPP インフラ事業）など次なる PPP 案件形成のための調査に活用されることとなる。
- (7) 業務の内容に記載のない事項で、業務の目的に貢献すると思われる調査項目等についてプロポーザルで提案することを期待している。なお、それらの提案は業務量の目途に含まれていることを留意すること。

## 5. 業務の内容

### (1) 既存情報の整理およびインセプション・レポートの作成

(ア) 本邦にて入手可能な既存関連資料や類似調査案件の資料を収集し、下記の整理・分析を行い、現地インベントリ調査のための質問票としてとりまとめる。

- a 我が国の PPP/PFI 方式による病院事業の経験・技術・ノウハウの収集・整理
- b 今後トルコで実施が予定されている病院 PPP 事業の情報収集・整理

(イ) 本邦技術・ノウハウの活用に向けて、本邦企業や関連団体からヒアリング調査を行う。

- a トルコの病院開発を効率的・効果的に実施するために有用と考えられる本邦技術・ノウハウの抽出

(ウ) 上記(ア)(イ)の整理・分析を踏まえ、以下を骨子とするインセプション・レポート(案)を作成する。

- a 調査の背景
- b 調査の目的
- c 調査の実施方針
- d 調査の内容と実施方法(作業項目、手法、アウトプット等を記載)
- e 作業計画(作業工程フローチャート、日程、インテリム・レポートの構成等)
- f 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
- g 調査実施体制(国内支援体制、実施機関内の体制、関係者との連携等)

(添付物)

- ・現地インベントリ—調査用調査表
- ・関連する本邦技術・ノウハウのヒアリング結果

(エ) インセプションレポート(案)を JICA と協議し、必要に応じ加筆修正を行い、インセプション・レポートを完成させる。

## (2) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポートをトルコ関係機関(トルコ保健省等)に説明し、協議・意見交換をし、方針、実施方法、スケジュールについて確認を行う。

## (3) トルコ関連機関の意向調査およびトルコの病院 PPP 事業の概要調査

(ア) トルコ関係機関(トルコ保健省等)との協議・意見交換を通してトルコ側の我が国に対する病院 PPP 事業展開への期待・ニーズを把握する。

(イ) 今後トルコで実施が予定されている病院 PPP 事業の概要を、トルコ関係機関にヒアリングする。

a トルコにおける病院 PPP 事業の進捗状況(公示・事業者決定の進捗を含む)

b トルコが計画している 60 病院のうち公示したものを除く案件(40 件程度を想定)の概要

## (4) トルコの医療サービス等の現状調査

以下について現地にて調査を行い、結果を現地調査結果報告書として取りまとめる。

## (ア) トルコ側計画案件にかかるインベントリ調査

(調査項目案)

a 対象病院概要:敷地面積、ベッド数とその内訳(感染症病棟、集中治療室(ICU)、乳幼児集中治療室(NICU)等特別な病床数等)、診療科数、医師・看護師・事務系等職種別職員数、医療情報システム整備状況等

b 対象病院医療技術者の詳細および使用医療機材に関する情報:診療科病棟別医師・看護師・その他医療関係従事者の組織・構成、技術レベル、使用している主要医療機材とその頻度等

c 立地特性:通院可能地域の人口や地域住民の年代別構成、所得構成、疾病統計、周辺医療施設等の状況、周辺病院との機能分担(レファラル体制)等

d 日本の医療技術との親和性:日本の医療技術の認識度、本邦医療関係者等との連携状況、日本製品の利用状況等

e 施設・設備改良の必要性:(病院 PPP 事業の実施を念頭に)必要である場合、具体的な改良内容(付加すべき機能の概略、実現可能な病床数、整備・改良すべき周辺インフラ等)

(イ) トルコの医療機器、医療情報システム、病院関連サービス等の現状調査(既存病院や医療機器メーカー/ベンダー、医療関連サービス事業者等へのヒアリングを含む)

(調査項目案)

- a 既存病院で導入されている医療機器・検査機器・リハビリ機器類の概要: 主要な医療機器メーカー/ベンダー、診療科別の人気/主要機種とその取引価格メンテナンス体制、当該機器の市場シェア(本邦メーカー製品のシェアを含む)及び、医療機器の購入に関する契約条件
- b 既存病院で導入されている医療情報システム: 電子カルテといったような医療情報システムの導入状況・内容、当該情報システムの仕様・価格・ベンダー、保守・管理体制、市場シェア(本邦メーカー製品のシェアを含む)
- c 既存病院で提供されている病院関連サービス: 清掃、リネン、警護、給食、滅菌・消毒、画像サービス、ヘルプデスク(受付)、土地管理、大規模メンテナンス(病院改修)、ユーティリティ、家具・備品、ガーデニング、駐車場管理、廃棄物管理等の事業者、及びその事業内容・契約形態。
- d 既存病院で導入されている地震対策、災害対策、省エネ技術等のソフト・ハード

上記については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

(5) 選定基準案の作成(ターゲット案件案の選定を含む)及びインテリム・レポートの作成

- (ア) 既存のトルコにおける病院 PPP 事業の概要調査結果をもとに比較表を作成する。
  - (イ) 事前に実施した本邦企業等へのヒアリング結果を比較表に加えて、本邦企業が進出可能な技術・サービスと、トルコの地場産業が得意な技術・サービスを整理・検討する。
  - (ウ) 検討結果を踏まえ、選定基準(案)を作成し、民間連携事業部と協議する。
- (選定基準案)
- a 病院運営は確実に成されるか。日本式運営導入可能性は大きいのか。
  - b 日本の医療機材及び病院 IT システム導入の可能性は大きいのか。
  - c 医療施設は有効に活用されるか。
  - d 病院関連サービスを改善する必要があるか。
- (エ) 今後実施が予定されている病院 PPP 事業からターゲット案件選定基準を適用し、日本企業の投資ターゲットとして有望なターゲット案件案(3-5 件を想定)を提案する。
- (オ) ターゲット案件案について、下記の整理・検討を行う。
- a ファイナンス・プラン(海外投融資の活用可能性を含む)
  - b 本邦企業がターゲット案件案の事業を実施することの優位性、裨益効果

(カ) JICA との協議を通じ、ターゲット案件案選定基準、ターゲット案件案等を確定させ、インテリム・レポートを作成する。

(キ) トルコ関係機関へ説明するためのプレゼンテーション資料を作成する。

(6) インテリム・レポートの説明・協議(ターゲット案件の決定を含む)及び追加調査

(ア) トルコ関係機関にインテリム・レポートを説明し、協議・意見交換する。

(イ) トルコ関係機関にプレゼンを実施すると共に、協議・意見交換を経て、ターゲット案件を決定する。

(ウ) 決定したターゲット案件に関し、建設予定地の視察確認をもとに下記調査を行う。

a 病院の実現可能な病床数、概略の機能、周辺病院との機能分担、周辺のインフラ等

(エ) 決定したターゲット案件の円滑な事業実施を確保するため、下記の情報を収集する。

a トルコ地場産業との SPV 設立にかかる契約条件、支払条件等

b トルコ地場産業への業務委託にかかる契約条件、支払条件等

c 医療機器の購入に関する契約条件、支払条件等

d IT システム構築にかかる地場ベンダーとの協業可能性

e トルコの病院施設建設の施工レベル、既存技術水準等

(オ) 調査結果を現地調査結果報告書として取りまとめる。

(7) ターゲット案件の事業概要の作成

以下を整理、検討の上、日本企業の参入可能性を含めターゲット案件の事業概要を取りまとめる。

・ターゲット案件の実施工程表

・ターゲット案件に特有なリスクとその対策

・想定される SPV の組成、国内外の委託業務範囲

(8) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA へ説明し、コメントを受けて修正を行う。

(9) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

トルコ関係機関にドラフト・ファイナル・レポートを説明し、協議・意見交換する。

(10) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対するトルコ関係機関及び JICA からのコメントを受けて、ファイナル・レポートの取りまとめを行い、JICA に提出する。

## 6. 成果品

### (1) 報告書等

本業務において、ファイナル・レポートを最終成果品とする。

#### ① インセプション・レポート(IC/R)

記載事項: 調査実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制

提出時期: 調査開始時(2015年1月下旬)

部数: 和文5部、英文5部(簡易製本)

#### ② インテリム・レポート(IT/R)

記載事項: ターゲット案件案調査結果

提出時期: 2015年5月上旬頃

部数: 和文5部、英文5部(簡易製本)

#### ③ ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)

記載事項: 調査結果の全体成果等

提出時期: 2015年7月上旬頃

部数: 和文10部(簡易製本)

#### ④ ファイナル・レポート(F/R)

記載事項: 調査結果の全体成果等。ドラフト・ファイナル・レポート提出後、JICA 等から出されるコメントに基づき必要な加除修正を行ったもの。

提出時期: 2015年9月上旬

部数: 和文10部、英文10部及び報告書等のデータを収納したCD-ROM2枚

※ 1. 上記報告書等の仕様(印刷・製本および電子化の仕様)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(平成22年3月)」を参照すること。

[http://www.JICA.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.JICA.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf)

2. 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。



### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

2014年12月下旬より業務を開始し、2015年7月上旬までにドラフト・ファイナル・レポート、2015年9月上旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途及び業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目途

総計約 28.32M/M

##### (2) 業務従事者の構成(案)

団員の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合は、プロポーザルにて提案する。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・ 総括／病院運営（3号）
- ・ 医療機材（3号）
- ・ 病院情報システム
- ・ PPP/PFI スキーム

なお、本業務においては上記の業務従事者以外の団員についても想定しているが、その専門性等が多岐にわたるため記載していない点に留意すること。業務従事者の構成については提案の上プロポーザルに含めること。

#### 3. 相手国の便宜供与内容

本業務はJICAの責任において実施するものであることから、対象国から特別な便宜供与を得られるものではないが、本業務実施にあたり、JICAトルコ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、協力を依頼することにより、円滑な業務実施のための支援を行う。

#### 4. 配布資料／貸与資料

特になし。

#### 5. 現地再委託

複数のサイトを同時並行的に調査することが想定されるため、現地再委託に

よる効率的な調査実施を認める。特に、5. (4)の業務については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを可能とする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

## 6. 安全管理

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)、JICA トルコ事務所、在トルコ共和国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA トルコ事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等についてJICAトルコ事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

